

18関消第135号(安)

平成18年5月12日

神奈川県知事 殿

関東農政局長

非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策
について

このことについて、別添のとおり消費・安全局長、生産局長及び経営局長の連
名により通知があったので送付します。

ついては、貴県下の関係機関及び団体並びに地方自治体に対し、通知(別紙)
の対策を踏まえ指導の周知徹底が図られるようご協力をお願い致します。



18消安第1212号
平成18年4月28日

関東農政局長 殿

消費・安全局長
生産局長
経営局長

非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策に
ついて

農薬は、学校、保育所、病院、寺社、公園、住宅地周辺、家庭菜園、市民農園、ゴルフ場等において使用される場合や植木、街路樹、花き類、たばこ等の非食用農作物（以下「非食用農作物等」という。）に対して使用される場合があり、これまで、こうした非食用農作物等の農薬使用については、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号消費・安全局長通知）を發出して、住民や子ども等に健康被害が起こらないよう指導してきたところであるが、今般、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）が施行されることに伴い、これら非食用農作物等に農薬を使用するに当たっても、農薬の適正使用と飛散による周辺農作物への影響を出来るだけ少なくするよう、指導を一層徹底することが喫緊の課題となっている。

ついては、別紙のとおり「非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策」をとりまとめたので、貴局管下各都県に通知するとともに、各都県を通じて各都県下の関係機関及び団体並びに地方自治体に対し、本対策を踏まえ指導の周知徹底が図られるよう協力をお願いする。

なお、貴局管内の地方農政事務所長に対しても貴職から周知をお願いする。



元 関 消 第 1 0 4 号
令和元年 6 月 2 4 日

神奈川県知事 殿

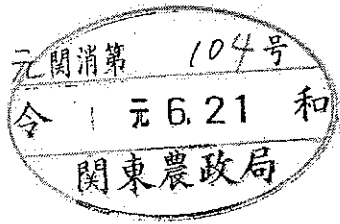
関東農政局長



非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策についての一部改正について

このことについて、別添のとおり消費・安全局長、生産局長及び経営局長から連名通知があったので、御了知願います。





元消安第 385 号
元生産第 277 号
元経営第 417 号
令和元年 6 月 19 日

関東農政局長 殿

消費・安全局長
生産局長
経営局長

非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策についての一部改正について

農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号）が平成 30 年 12 月 1 日より施行されたことにより、非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について（平成 18 年 4 月 28 日付け 18 消安第 1212 号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、本年 6 月 19 日から適用するので、御了知願いたい。

また、各都県知事に対しては、貴職から通知をお願いする。



○非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について（平成18年4月28日付け18消安第1212号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p>非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策</p> <p>農薬取締法（昭和23年法律第82号）第25条第1項の規定に基づき農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令5号）においては、<u>全ての農薬使用者の責務として、農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害が生じないよう</u>にすることを防止している。さらに、<u>住宅地等</u>においては、<u>農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならぬ旨規定されている</u>。したがつて、<u>農家だけでなく防除業者等も含めた全ての農薬使用者は農薬使用基準を遵守し、飛散の低減に努める責務があるが、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき残留基準が設定されているが、一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）のもとでは更にその一層の徹底を図ることが必要である</u>。このため、<u>周辺の食用農作物への農薬の飛散を防止する観点から、学校、保育所、病院、寺社、公園、住宅地周辺に加え、植木、街路樹、花き類、たばこ等の非食用農作物、家庭菜園、市民農園、ゴルフ場等が食用農作物を栽培する農地に近接する場合においては、当該土地、施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）、殺虫、殺菌、除草等の病害虫防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等は下記事項の遵守の徹底に努めることとする。</u></p> <p style="text-align: right;">〔以下略〕</p>	<p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p>非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策</p> <p>農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項の規定に基づき農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令5号）においては、<u>すべての農薬使用者の責務として、農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害が生じないよう</u>にすることを防止している。さらに、<u>住宅地等</u>においては、<u>農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならぬ旨規定されている</u>。したがつて、<u>農家だけでなく防除業者等も含めたすべての農薬使用者は農薬使用基準を遵守し、飛散の低減に努める責務があるが、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）のもとではさらにその一層の徹底を図ることが必要である</u>。このため、<u>周辺の食用農作物への農薬の飛散を防止する観点から、学校、保育所、病院、寺社、公園、住宅地周辺に加え、植木、街路樹、花き類、たばこ等の非食用農作物、家庭菜園、市民農園、ゴルフ場等が食用農作物を栽培する農地に近接する場合においては、当該土地、施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）、殺虫、殺菌、除草等の病害虫防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等は下記事項の遵守の徹底に努めることとする。</u></p> <p style="text-align: right;">〔以下略〕</p>

附則（令和元年6月19日）

本通知は、令和元年6月19日から適用する。